

平成26年度（2014）

要 覧



日野市立教育センター

目 次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革（見出し）	2
II 運営組織	3
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	3
2 日野市立教育センターの組織	3
3 運営審議会	4
4 教育センターの部・係（担当）	5
III 事業計画	6
1 調査研究部	6・7・8
2 研修部	8
3 相談部	8・9・10
IV 教育センター沿革（詳細）	11・12・13
V 設置条例・施行規則等	14・15・16・17・18
1 日野市立教育センター設置条例	14・15
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	15・16
3 日野市適応指導教室設置要綱	16・17・18
VI 教育センター案内図	

日 野 市 立 教 育 セ ン タ ー 事 業 案 内

教育センター	開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	休館日	土曜・日曜日・祝日
	〒191-0042	日野市程久保 5 5 0
	TEL	042-592-0505
	FAX	592-1148
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863
適応指導（わかば教室）	午前 9 時～午後 4 時	FAX 042-592-1148

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (5) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

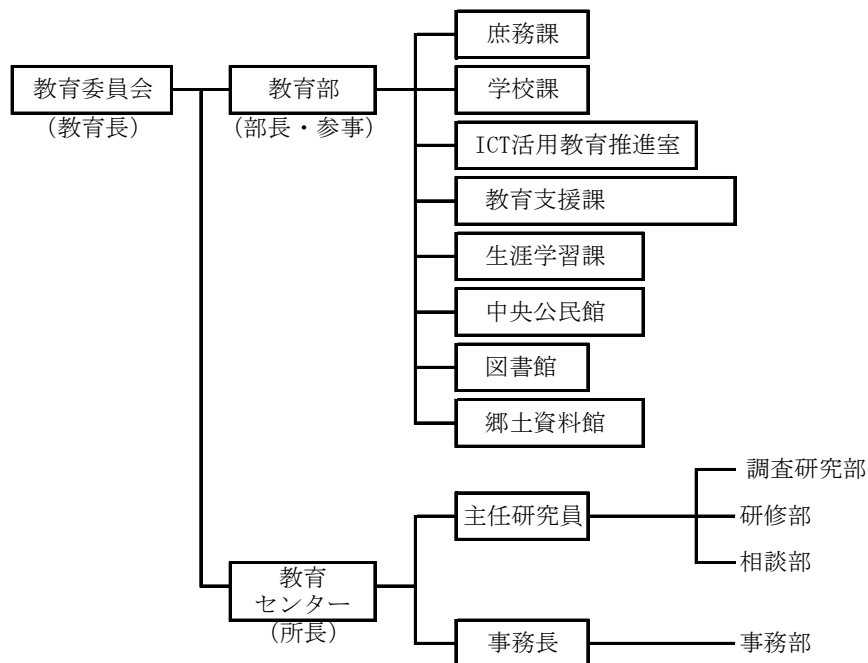
施設名	所在地	開設年月日	部屋名と数
日野市立教育センター	日野市程久保 550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に 教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、 それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室2 講堂1 会議室1 相談室2 面接室3 プレイルーム3 学習室4 待合室1 教材室1 パソコン室1 パソコン準備室1 理科 実験室1 理科実験準備室1 図書資料室1 倉庫1 事務室1 印刷室1 その他

平成26年4月1日現在

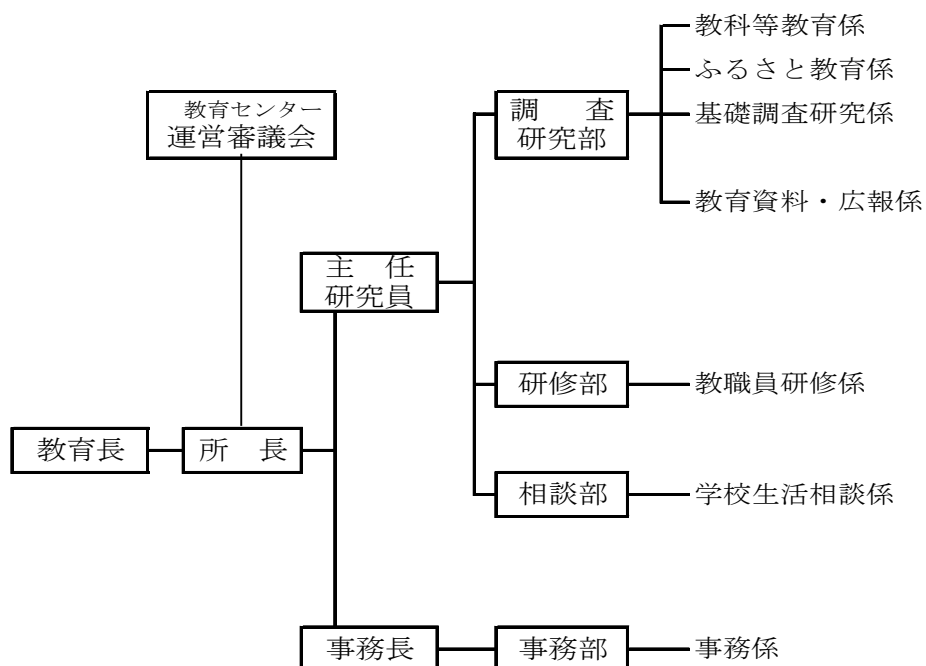
3 沿革（詳細は11ページ～13ページに記載）

II 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センターの組織



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の招集によって、年2回開催される。

(2) 平成26年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

鯨 井 俊 彦

明星大学名誉教授

吉 野 美智子

人権擁護委員(元百草台小学校長)

<社会教育関係者>

大 杉 宏 光

社会教育委員(元杉並区立図書館長)

<学校教育関係者>

井 上 宏 子

日野市立幼稚園長会代表(日野市立第七幼稚園長)

五十嵐 俊 子

日野市立小学校長会代表(日野市平山小学校長)

中 村 宏

日野市立中学校長会代表(日野市立七生中学校長)

<教育行政関係者>

記 野 邦 彦

日野市教育委員会教育部参事(教育指導担当)

増 子 和 男

日野市教育委員会教育部参事(生涯学習担当)

4 平成26年度 教育センターの部・係〈担当〉

所 長

松 澤 茂 久

主任研究員 教育部参事

記 野 邦 彦

教育センター担当指導主事

長 崎 将 幸

事 務 長

渡 邊 秀 樹

調査研究部

◆印（主任） ○印（係主担当）

●教科等教育係

理科教育推進研究

◆島 崎 忠 志
山 形 正 夫

〃

●ふるさと教育係

郷土教育推進研究

○中 島 和 夫
廣 木 智 之

〃

●基礎調査研究係

ひのっ子教育 21 開発委員会研究

◆千 葉 正

●教育資料・広報係

◆垣 内 成 剛
山 形 正 夫

〃

研 修 部

●教職員研修係

◆千 葉 正
○櫻 井 秀 和
○山 形 正 夫
○廣 木 智 之

〃

〃

〃

※若手教員育成研修（特に夏季研修）は、センター所員全員で行う。

相 談 部

●学校生活相談係

適応指導（わかば）教室運営

◆岡 部 秀 敏
○大 野 哲 郎
○鈴 木 晴 敏
佐々木 謙 士
松 田 理 宏
高 野 眞 寛
町 田 綾 香
岩 田 瑞 穂
武 田 葉 月
◆吉 村 正 久
依 田 明
○下 山 栄 子
岡 部 秀 敏

〃

〃

〃

〃

〃

〃（指導員）

〃

〃（指導員）

〃

〃（指導員）

〃

〃（指導員）

〃

適応指導教室カウンセラー

〃

〃

〃

登校支援コーディネーター

〃

〃

〃

e-ラーニング（登校支援員）

〃

〃

事 務 部

●事務職員

菱 川 司
飯 田 良 一
鷹 取 孝

Ⅲ 事業計画

平成 26 年度教育センターの事業・活動については、学習指導要領や「教育のまち日野」（第 2 次学校教育基本構想）に基づく日野市の新たな教育課題に基づき、教育センターの役割及びこれまでの活動の成果を踏まえて、日野市の教育の振興や教育へのニーズに応えるより充実したものとする。

1 調査研究部

日野市の教育の質の向上を図る上で、当面する教育課題である郷土教育の推進並びに理科教育の充実のための調査・研究を、学識経験者の助言も得ながら教育センターの所員と教育行政や学校関係者の協働によって行い、その結果情報を提供する。また、「ひのっ子教育 21 開発委員会の研究」については、ひのっ子の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等を育成する魅力ある授業づくりを目指し、よりよい授業モデルの提案・研究に協力する。

（1）教科等教育係：理科教育推進研究委員会の研究

① 主 旨

指導力向上と魅力ある理科授業を目指して、学校・教員をサポートする「理科支援センター」の在り方について実践研究する。また授業実践を通し日野の自然についての教材化を推進する。

② 目 的

「ひのっ子が主体となる理科教育」を目指して研究に取り組む。

ア ひのっ子が主体的に活動する理科授業が展開できるよう、指導力の向上を図る。

- ・問題解決学習の推進 ・日野の自然の教材化と授業での活用
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり ・ICT を活用した授業の推進

イ コア・サイエンス・ティチャー（CST）や理科授業を実践的にすすめる教員を活用し、理科授業の充実を図る。

- ・月 1 回の理科実技研修会の実施 ・夏季理科実技研修会への支援

ウ 理科支援センターとして、理科学習に関係する活動への教員・学校支援を推進する。

- ・教材・教具の貸出 ・情報の収集と発信 ・授業支援のための活動
- ・理科室や理科準備室等の環境整備・充実への支援

エ 外部の諸機関との連携をすすめる。

- ・諸機関が行う研修の充実 ・日野の自然の発掘・教材化 ・小・中教研理科部との連携
- ・ひのっ子教育 21 開発委員会への支援 ・諸機関の理科授業での活用

③ 組織・運営

委員長・副委員長：小学校校長、中学校校長

委員：理科教育の有識者、小・中学校副校長、元 CST 専属理科支援員、CST、理科学研究校代表者、理数フロンティア校代表者、ひのっ子教育 21 開発委員会担当所員、小・中教研理科部長、理科実技研修会講師、理科担当指導主事、教育センター所員

（2）ふるさと教育係：郷土教育推進研究

① 目 的

幼稚園・小学校・中学校における郷土教育のあり方を追究し、日常の授業に生かす実践的な研究を推進する。ふるさと日野に誇りと愛着を持つ『ひのっ子』を育成するため、「郷土意識を育む指導のあり方 - 郷土の歴史・自然・文化・産業・人の教材化を通して -」を主題とした研究を行う。

ア 郷土教育が育む児童像・生徒像

- 郷土の歴史、自然、文化、産業、人を理解し、先人への感謝の心をもった ひのっ子
- 郷土の特色やよさに気付き、継承、発展を願い、行動する ひのっ子
- 郷土の一員として自覚と誇りをもち、仲間や郷土の人々と協働できる ひのっ子

- 郷土の未来の姿を思い描き、よりよい郷土の実現について思考できる ひのっ子
- イ 学校教育における郷土教育の定着化をめざす
 ○郷土の歴史・自然・文化・人の教材化の意図を明確にする。 ○郷土の特色やよさ、変遷や変化、人の生き方がよくわかる郷土教材を収集・開発する。 ○郷土教材を活用した指導計画・実践例を提示する。
- ② 内容及び方法
- ア 「日野」の郷土教材の収集・開発、および授業実践を行う。
- イ 郷土教材を活用した指導計画の作成や授業展開の工夫、副読本や郷土関連資料の活用を工夫し学習指導法の研究を行う。
- ウ 「郷土資料館」「新選組のふるさと歴史館」「中央図書館」「公民館」等の関係諸機関と連携・協力した授業を推進する。
- エ フィールドワークと実践事例発表を中心とした夏期郷土教育研修会を実施し、郷土教育を推進できる指導者を育成する。
- オ 研究の成果を「郷土日野 指導事例 第9集」としてまとめる。また、電子データ（PDFファイル）化し、教育センターホームページより利用できるようにする。
- ③ 運営組織
- 市内幼稚園・小学校教員、「郷土資料館」「新選組のふるさと歴史館」「中央図書館」等の関係職員、学識経験者、教育委員会指導主事、教育センター所員で郷土教育推進研究委員会を組織し調査研究を行う。

（３）基礎調査研究係：ひのっ子教育２１開発委員会の研究

理科における魅力ある授業づくりプロジェクト

- ① 研究内容
- ひのっ子の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力等を育成する魅力ある授業づくりを目指し、よりよい授業モデルを提案する。
- 第２次日野市学校教育基本構想における「自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成」に基づく効果的な授業改善推進プランの検討
- 教科教育における授業実践研究及び提言（指導と評価の工夫）
- 日野の基本施策である ICT 活用教育、特別支援教育（ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくり）、小・中連携の視点を入れた授業提案
- 授業力の向上及び他の教員を指導する資質・能力の育成
- ② 運営組織
- | | | | | |
|--------|---------|----------|----|------|
| 小学校校長 | １名 | 中学校副校長 | １名 | |
| 開発委員 | 小学校 １１名 | 中学校 理科 | １名 | |
| 担当指導主事 | １名 | 教育センター所員 | １名 | 計１６名 |

（４）教育資料・広報係

- ① 教育用図書・資料等の収集・整理・提供活動
- ・教育用図書の選定・購入・整理、紹介・提供
 - ・DVDなどAV資料の選定・購入・編集、紹介・提供
 - ・研究資料の収集・整理、紹介・提供
 - ・所蔵資料の整理方法及び提供方法の検討
 - ・所蔵資料の利用促進のためのIT化の推進と学校図書館・市立図書館との連携
 - ・学校の研究集録の電子化とWebサイトでの公開による教師の授業力向上支援
- ② 広報・普及活動
- ・教育センター紀要の編集・発行

- ・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行
- ・教育センターWebサイトの運営
- ・教育センター所員の日常の活動紹介
- ・日野市の昔のことや昔話の紹介

2 研修部

(1) 教職員研修係

教育委員会学校課研修計画をもとにして、教育センター研修部は以下の業務を行う。

① 若手教員育成研修

担当所員が1年次35名、2年次23名、3年次42名の若手教員の指導にあたる予定である。1年次の若手教員育成研修は、学校訪問を年3回行い、授業観察の後、個別的に支援・助言を行うという方法で進めていく。2年次・3年次の若手教員育成研修は、年1回、学校を訪問し、前年度の教科指導における研修の成果と課題を踏まえ、より実践的な指導力をつけていくためのアドバイスをしていく予定である。研修センター作成の研修ガイドラインに基づき担当所員は、指導・助言を通し、若手教員が気軽に声をかけられるような関係を作り、若手教員の悩みにも応えられるように努めていきたいと考えている。

夏季には2年次・3年次の若手教員対象の研修が午前と午後に分かれ半日単位で実施される。研修会では、若手教員はグループに分かれ、実践した指導事例をもとに授業展開の方法や教材教具の工夫、改善すべき課題等についてグループ協議を行う。担当所員は、発表事例の授業や児童・生徒理解の悩み等について指導助言を行う。

② 教育委員会が主催する研修会の補助

教育委員会が主催する研修会で、主に教育センターで行われる研修会の受付、当日の受付業務、会場案内、プレゼンテーション機器・音響設備設置等の準備を行う予定である。

夏季休業中に実施予定の人権教育、外国語活動、特別支援教育、理科実技、昆虫スキルアップ、郷土教育、教育相談の各研修会の支援業務も教育センター研修部が行う予定である。

3 相談部

日野市教育センターの相談部の事業は設置条例4条の

(4) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。

に基づき学校生活相談係「適応指導（わかば）教室」として活動している。

(1) 学校生活相談係

① 目的・内容

学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、登校しぶり、不登校、児童・生徒の心理的、又は環境をめぐる問題に関しての相談や支援、健全育成に関する資料提供を行う。

★具体的な内容

- ア 相談活動（学校生活上の問題、不登校に関すること）
- イ 適応指導（わかば）教室に通室している児童・生徒への指導・支援
- ウ 学校・家庭・地域・他の関係機関等との連携

② 運営方法

ア 目標と計画の下に適応指導、相談活動を行う。

・適応指導（わかば）教室の指導体制

学習指導

わかばタイム・行事指導

生活・進路指導

教育相談

渉外等

★適応指導（わかば）教室の主な年間行事計画

遠足、誕生日会、スポーツ大会、収穫祭、茶会、夏季講習、奉仕活動（高齢者福祉施設訪問）、社会見学、図書館訪問、音楽鑑賞教室、学習発表会、書初、卒業・進級を祝う会等

☆適応指導（わかば）教室への連絡先

TEL 042-592-0863（直通）

FAX 042-592-1148

イ 適応指導教室連絡会、活動参観を学期に1回行う。

ウ 通室児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。

エ わかば通信を月1回発行する。

オ 保護者会、活動参観、保護者面談を年4回行う。

カ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。

キ 発達・教育支援センターや子ども家庭支援センターなど他の関係機関と連携を図る。

③ 適応指導（わかば）教室の指導担当

適応指導（わかば）教室には、下記の担当者・指導員・カウンセラーが所属している。

適応指導教室指導担当者及び指導員

岡部 秀敏 主 任 教室運営、生活指導、e-learning 指導

大野 哲郎 副主任 教室運営、生活指導、全体の学習指導

鈴木 晴敏 中・国語（作文・書写）、進路指導、栽培活動

佐々木謙士 小・国語、中・国語、中・数学

高野 真寛 小・算数、小・理科、小・中音楽

松田 理宏 小・社会、中・社会、中・理科、小・中スポーツ

町田 綾香 中・英語、小・中美術・図画工作

下山 栄子 e-ラーニングシステムを活用した個別学習指導

カウンセラー

岩田 瑞穂（月～木） ・ 武田 葉月（金） 教育相談・面接

（2）不登校児童・生徒への学習支援：e-ラーニングの実施

不登校対策の観点から、e-ラーニング「ひのっ子学習システム」を活用して学習支援の充実を図る。不登校児童・生徒の学習支援のため、e-ラーニングをICT活用教育推進室と協力して実施する。（活動場所は主として教育センターパソコン室及びわかば教室 e-ラーニング学習室となる）

1. “わかば教室”に通室している児童・生徒のための学習支援：e-ラーニング

① 目的

わかば教室に通室している児童・生徒に対して、わかば教室学習活動時間を利用し、児童・生徒の学習支援や学校復帰の援助を図る。

② 内容・方法

ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、わかば教室学習活動時間に行う。（活動場所は主として教育センターパソコン室）

学習は、わかば教室時間割内に設定し実施する。

固定時間割 月：学習タイム1→中学生 学習タイム2→小学生

水：学習タイム1→小学生 学習タイム2→中学生

イ 児童・生徒は、eラーニング「ひのっ子学習システム・システム内の教材」を活用して、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安をなくしていく。

ウ 「ひのっ子学習システム」を利用する児童・生徒に対し、登校支援員及びeラーニング担当スタッフが学習支援を行う。

2. わかば教室に通室できない児童・生徒のための学習支援：eラーニング

① 目的

さまざまな理由からわかば教室にも通室できず、長期間の欠席状況にある、またはそのような傾向にある児童・生徒に対して、居場所（わかば教室 eラーニング学習室）で学習できる機会を設定し、児童・生徒の学習支援や学校復帰の援助を図る。

② 内容・方法

ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、主に水曜日（わかば教室下校時刻後：午後2時～4時）を活動時間とする。（活動場所はわかば教室 eラーニング学習室とする。）

イ 児童・生徒は、eラーニング「ひのっ子学習システム・システム内の教材」を活用して、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安をなくしていく。

ウ 「ひのっ子学習システム」を利用する児童・生徒に対し、登校支援員及び支援スタッフ等が必要に応じて家庭訪問を行い学習や問題解決への支援を行う。

（3）登校支援コーディネーター

日野サンライズプロジェクトが目指すところをふまえ、不登校状態にある児童・生徒の豊かな成長を目指し、学校やわかば教室、関係機関との連携を進め、登校等につながる支援を行う。

- ・適応状況調査の実施、集約、分析、対応策の検討
- ・学校訪問（相談・助言・ケース会議等）
- ・関係機関との連携（発達・教育支援センター〈エール〉、子ども家庭支援センター等）
- ・わかば教室との連携
- ・不登校児童・生徒の居場所づくり
- ・その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること

IV 教育センター沿革

沿革（詳細）

昭和 61 年 4 月 1 日	「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）教育相談室を資料室へ移転。初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰
昭和 61 年 4 月 30 日	日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。
昭和 63 年 4 月 1 日	日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。 初代室長 山本 保
平成 5 年 9 月 7 日	日野市議会定例会議案第 70 号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。
平成 6 年 4 月 1 日	「日野市立教職員研究室」が設置される。 初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子
平成 6 年 8 月 2 日	日野市立教職員研究室室長 園田 匠が退職し、8 月 3 日付で 日野市教育委員会教育長に任命される。
平成 6 年 10 月 13 日	日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命される。
平成 7 年 5 月 9 日	平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。ー以下省略ー
平成 10 年 4 月 21 日	ひのっ子教育 21 研究員会第 1 回総会（平成 15 年度まで）を行う。
平成 10 年 5 月 1 日	教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。
平成 10 年 5 月 19 日	平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授 以下平成 15 年度まで審議会及び委員長。）を開催する。
平成 11 年 2 月 25 日	第 1 回ひのっ子教育 21 研究員会研究発表（以下平成 17 年度まで）を行う。
平成 11 年 3 月 31 日	平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集（以下 15 集まで）を発刊する。
平成 12 年 4 月 1 日	教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が併任する。
平成 12 年 4 月 1 日	日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町まちづくり事務所内に開設される。
平成 14 年 3 月 31 日	日野市立教職員研究室長 清水七郎退職する。
平成 14 年 4 月 1 日	長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務 取扱・事務長事務取扱に就任する。
平成 15 年 1 月 1 日	日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命される。
平成 15 年 3 月 7 日	日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会 に設置され、第 1 回会議が開かれる。
平成 15 年 9 月 2 日	教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
平成 15 年 12 月 18 日	日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条 例第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。
平成 16 年 1 月 9 日	教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する
平成 16 年 3 月 27 日	日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規 則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育セ ンター設置条例施行規則」が可決成立する。
平成 16 年 4 月 1 日	「日野市立教育センター」が設置される。 初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川 一彦（教育部参事）併任 事務長 山田 芳男（健康課長より）
平成 16 年 4 月 9 日	教育センター講堂にて開所式を行う。
平成 16 年 5 月 19 日	平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大 学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。
平成 17 年 2 月 28 日	平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。

平成 17 年 3 月 1 日	平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 17 年 3 月 31 日	平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 1 号』を発行する。
平成 17 年 4 月 1 日	主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。
平成 17 年 4 月 27 日	教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。
平成 17 年 5 月 17 日	平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 18 年 2 月 23 日	平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の最後の授業・発表会を行う。
平成 18 年 2 月 28 日	平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 18 年 3 月 2 日	平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』『教育センター相談部研究紀要第 2 号』及び『「郷土日野」指導事例第 1 集』を発行する。
平成 18 年 4 月 1 日	事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。
平成 18 年 4 月 28 日	ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組（教育センターは庶務及び指導を担当）され、第 1 回総会を教育センターで行う。
平成 18 年 5 月 23 日	平成 18 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 19 年 2 月 23 日	第 1 回ひのっ子教育 21 開発委員会発表を日野第四小学校で行う。
平成 19 年 2 月 27 日	平成 18 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 19 年 3 月 1 日	平成 18 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 19 年 3 月 31 日	平成 18 年度『教育センター紀要第 3 集』『教育センター相談部研究紀要第 3 号』及び『「郷土日野」指導事例第 2 集』を発行する。
平成 19 年 5 月 24 日	平成 19 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 2 月 26 日	平成 19 年度三つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 20 年 2 月 29 日	平成 19 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 20 年 3 月 31 日	平成 19 年度『教育センター紀要第 4 集』『教育センター相談部研究紀要第 4 号』及び『「郷土日野」指導事例第 3 集』を発行する。
平成 20 年 4 月 1 日	主任研究員を浮須勇人（教育部参事）が兼任する。
平成 20 年 5 月 20 日	平成 20 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 10 月 16 日	調査研究中間報告会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 19 日	平成 20 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 27 日	平成 20 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 21 年 3 月 31 日	平成 20 年度『教育センター紀要第 5 集』『相談部研究紀要第 5 号』及び『「郷土日野」指導事例第 4 集』を刊行する。
平成 21 年 4 月 1 日	事務長 半田 実が定年退職し、下田 孝行（教育部主幹）が就任する。
平成 21 年 5 月 19 日	平成 21 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 21 年 10 月 22 日	平成 21 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 22 年 2 月 23 日	平成 21 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 22 年 2 月 26 日	平成 21 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 22 年 3 月 31 日	平成 21 年度『教育センター紀要第 6 集』『相談部研究紀要第 6 号』及び『「郷土日野」指導事例第 5 集』を刊行する。
平成 22 年 4 月 1 日	事務長下田孝行が定年退職し、渡辺秀樹（健康課副主幹）が就任する。
平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 23 年 2 月 22 日	平成 22 年度二つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 23 年 2 月 28 日	平成 22 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 23 年 3 月 31 日	平成 22 年度『教育センター紀要第 7 集』『相談部研究紀要第 7 号』及び『「郷土日野」指導事例第 6 集』を刊行する。

平成 23 年 4 月 1 日	加島俊雄教育部参与が第 2 代所長を兼任する。 主任研究員を大野正人（教育部指導担当参事）が兼任する。
平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 23 年 10 月 27 日	平成 23 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 24 年 2 月 20 日	平成 23 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 24 年 2 月 28 日	平成 23 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 24 年 3 月 31 日	平成 23 年度『教育センター紀要第 8 集』『相談部研究紀要第 8 集』及び 『「郷土日野」指導事例第 7 集』を刊行する。
平成 24 年 5 月 18 日	平成 24 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 25 年 2 月 20 日	平成 24 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 25 年 2 月 27 日	平成 24 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年度『教育センター紀要第 9 集』『相談部研究紀要第 9 集』及び 『「郷土日野」指導事例第 8 集』を刊行する。
平成 25 年 4 月 1 日	松澤茂久が第 3 代所長に就任する。
平成 25 年 5 月 17 日	平成 25 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 26 年 2 月 20 日	平成 25 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 26 年 2 月 27 日	平成 25 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 26 年 3 月 31 日	平成 25 年度『教育センター紀要第 10 集』『相談部研究紀要第 10 集』及び 『「郷土日野」指導事例第 9 集』を刊行する。
平成 26 年 4 月 1 日	主任研究員を記野邦彦（教育部指導担当参事）が兼任する。

V 設置条例・施行規則

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (5) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(平成25条例36・一部改正)

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第12条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第13条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成5年条例第22号)の一部を改正する。〔次のよう〕略

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

付 則(平成19年条例第28号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第2条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第3条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

(1) 教育センター運営の実施計画に関すること。

(2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第4条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 9 条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。
（部及び事務分掌）

第 5 条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 学校生活への適応についての相談及び援助に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
 - (2) 他の部に属さない事務に関すること。
- （委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 日野市適応指導教室設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、さまざまな要因により学校生活に適応できず、長期間の欠席状況にある児童・生徒に対して社会的自立及び学校復帰の援助を図ることを目的とする。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称は「わかば教室」とする。

（事業内容）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復を図る。
- (2) 学校不適応児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。

(3) 学校、日野市教育相談室、スクールカウンセラー、日野市発達・教育支援センター、その他関係機関との連携を図る。

(4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

(組織)

第4条 適応指導教室は、日野市立教育センターが所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

(入室対象者)

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童・生徒とする。

(1) 日野市公立小・中学校に在籍する児童・生徒

(2) 不登校及びその傾向にある児童・生徒

(3) 保護者及び本人が入室を希望し、日野市教育委員会教育部学校課長、(以下「学校課長」という。)が認めた児童・生徒

(開設日及び開設時間等)

第6条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4までとする。

ただし、日野市立教育センター所長(以下「センター所長」という。)が特に必要があると認めたときは開設日及び開設時間を変更することができる。

2 日野市公立学校の休業日(都民の日及び在籍校の開校記念日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(通室)

第7条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(入室・退室手続き)

第8条 入室を希望する児童・生徒の保護者は日野市適応指導教室入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規程による届出を受けた校長は日野市適応指導教室入室申請書(第2号様式)を学校課長に提出する。

3 学校課長は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長、指導主事及び適応指導教室指導員が協議した結果をもとに決定する。

4 学校課長は入室を許可した場合は、入室許可書を学校長とセンター所長に通知する。

(第3号様式)

5 退出する場合は、保護者は日野市適応指導教室退出願(第4号様式)を在籍校の校長に提出する。

6 前項の規定による届出を受けた校長は日野市適応指導教室退室申請書(第5号様式)を学校課長に提出する。

7 学校課長は退出を許可した場合は、退出許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第6号様式))

(学校との連携)

第9条 センター所長は、在室児童、生徒について通室状況報告書(第7号様式)を作成し、在籍校の校長に報告する。

2 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出し、学校復帰の協力をする。

(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費等の支給を申請する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年6月2日)

この要綱は、平成 15 年 6 月 2 日から施行する。

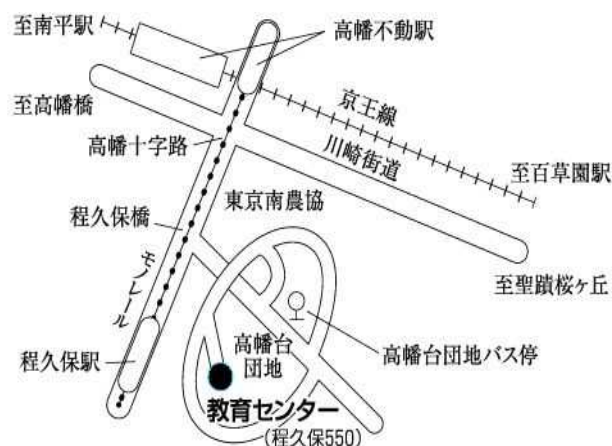
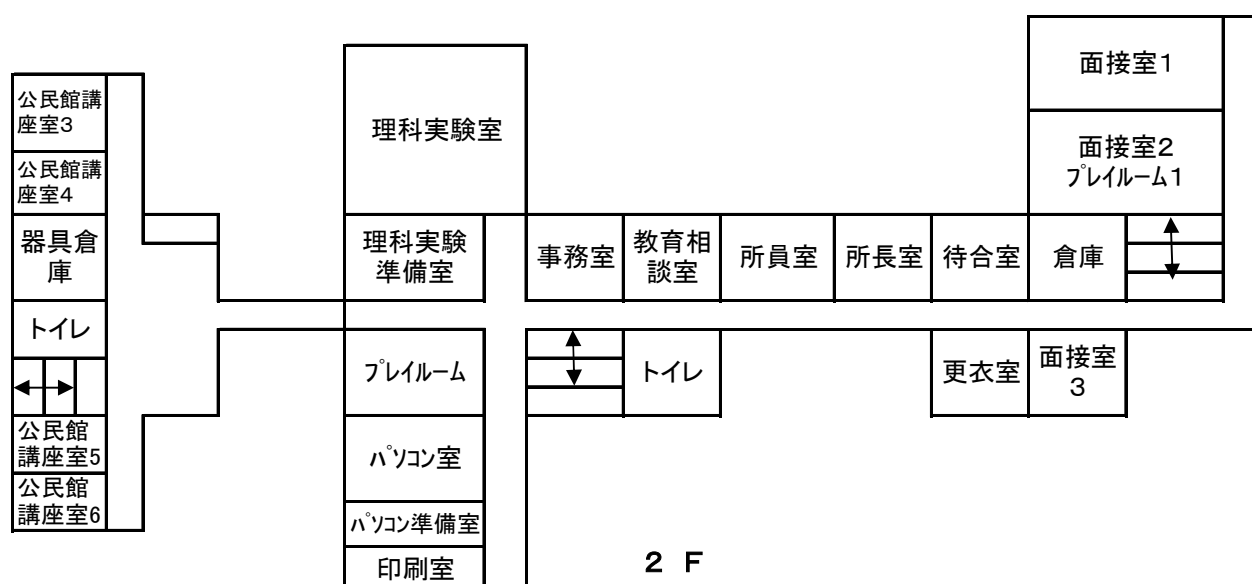
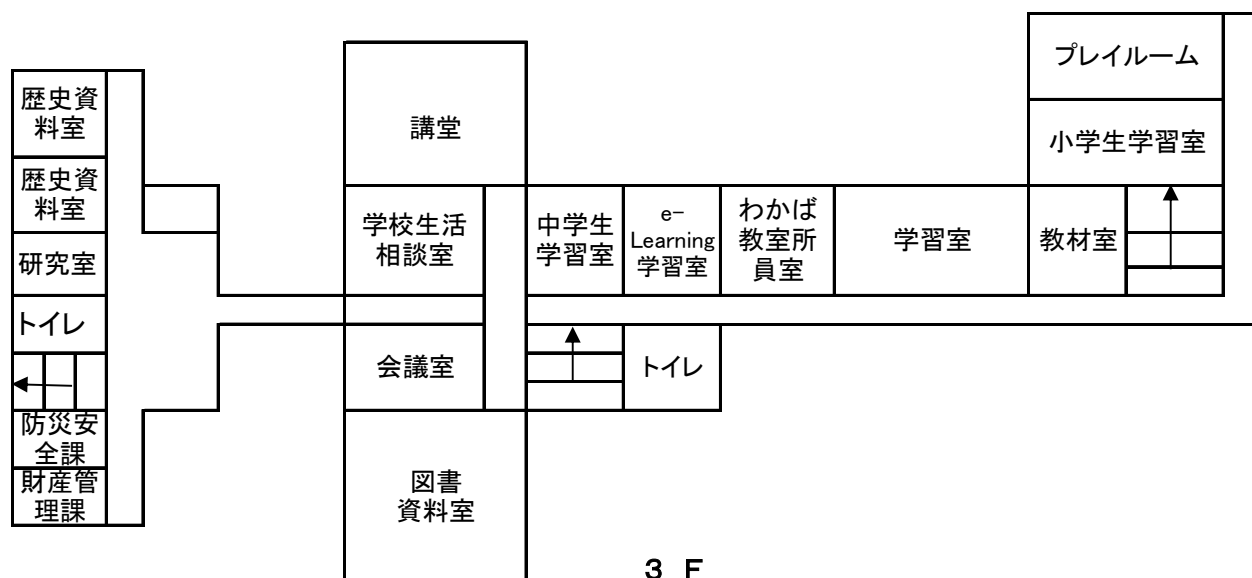
付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

VI 教育センター案内図



バス…高幡台団地下車 徒歩5分
多摩都市モノレール…程久保駅 徒歩7分
京王線…高幡不動駅 徒歩20分

【教育センター案内】

開館時間 午前8時30分～午後5時15分
休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始
場所 程久保550 Tel592-0505 Fax592-1148